

福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者に対し、予算の範囲内において犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察、国、地方公共団体、その他の関係機関（以下「警察等」という。）への照会等により知事が確認できるものに限る。
- (3) 重傷病 犯罪による負傷又は疾病（精神疾患を含む。）であって、その治療に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。
- (4) 犯罪被害の発生を知った日 犯罪行為により死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪行為により重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(見舞金の種類等)

第3条 見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合、又は支給対象者が複数の支給を受けることとなる場合には、上限を30万円として支給する。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額

30万円

イ 支給対象者

犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪行為が行われた時に県内に住所を有する者に限る。）であって、次条の規定により第1順位の遺族となるもの

(2) 重傷病見舞金

ア 支給額

10万円

イ 支給対象者

犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時に県内に住所を有する者に限る。以下「重傷病被害者」という。）

- 2 前項各号に定める見舞金について、支給対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることを客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有する者」とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族見舞金の支給対象となる遺族は、死亡被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに知事が適当と認めた親族
- 2 死亡被害者の死亡の時において胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては前項第2号の子と、他の場合にあっては前項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前にその者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、福岡県遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）の提出をもって代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

（見舞金の支給制限）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 法第2条第2号に規定する暴力団又はアに規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の調整）

第6条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

（支給の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡県犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

- (1) 遺族見舞金
 - ア 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
 - ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
 - エ 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と事実婚等にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）

- オ 申請者が配偶者（事実婚等にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- カ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し）
- キ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、福岡県遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）
- ク 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ケ その他、知事が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病的状態が明記されている診断書
- イ 申請者が犯罪被害を受けた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ その他、知事が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

- 第8条 前条第1項の申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給申請ができなかったときは、その理由が消滅した日から6月以内に限り、同項の支給申請をすることができる。

（支給の決定等）

- 第9条 知事は、第7条第1項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは見舞金の支給を決定し、福岡県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、見舞金を支給することが適當でないと認めるときは、福岡県犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、第1項の規定による福岡県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書の受

領の日から 14 日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

(見舞金の請求)

第10条 支給決定者は、福岡県犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 知事は、支給決定者に当該支給を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者があるときは、当該決定を取り消すことができる。

3 前2項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、知事は、福岡県犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第7号）により支給決定者に対しその旨を通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 支給決定者は、前条の規定により支給決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、速やかに当該見舞金の額に相当する金額を知事が定める日までに返還しなければならない。

(報告等)

第13条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に報告を求めることができる。

(関係機関への情報提供依頼)

第14条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者の同意を得た上で、国、地方公共団体、警察その他の関係機関に情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

福岡県知事 殿

受給代表者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

福岡県遺族見舞金受給代表者届出書

私は、下記の第1順位遺族と協議し、遺族見舞金の受給代表者となりましたので、福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第4条第5項の規定により届け出ます。

また、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、福岡県に対して異議を申し出ることはありません。

記

（同意者）

住所 _____

氏名 _____

様式第2号（第7条関係）

(表)

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(犯罪被害者との続柄)

電話番号

福岡県犯罪被害者等見舞金支給申請書

福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて見舞金の支給を申請します。

見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
申請金額	円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時ごろ
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
取扱警察署	
上記警察署に被害届を提出した年月日	年 月 日
被害者	犯罪行為が行われた時の住所
	(ふりがな)
	氏名
生年月日	年 月 日
遺族見舞金の支給を申請する場合	犯罪行為により死亡した者の死亡年月日
	年 月 日
重傷病見舞金の支給を申請する場合	犯罪行為に係る重傷病見舞金の支給の有無
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
重傷病見舞金の支給を申請する場合	重傷病の状態
	犯罪行為が行われた時の住所（現住所と異なる場合のみ記載）

(福岡県が行う警察署等への情報提供要請に係る同意確認)

私は、福岡県が警察署等の関係行政機関に対して、本申請に係る犯罪行為による被害の状況等の情報提供を求めることについて、同意します。

申請者名

*裏面に続く

(裏)

関係書類

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- イ 申請者が、犯罪被害を受けた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本等）
- エ 申請者が、犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と事実婚等にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）
- オ 申請者が配偶者（事実婚等にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本）
- カ 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し）
- キ 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、福岡県遺族見舞金受給代表者届出書（様式第1号）
- ク 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ケ その他、知事が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

- ア 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書
犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病的状態が明記されている診断書
- イ 申請者が犯罪被害を受けた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- ウ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- エ その他、知事が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係）

誓約書兼同意書

私は、福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条各号のいずれかにも該当しないことを誓約します。

また、下記の個人情報を福岡県が暴力団又はその構成員との関係の有無に関し、福岡県警察本部に照会することに同意します。

なお、福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条各号のいずれかに該当する場合は、福岡県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

年　月　日

福岡県知事 殿

申請者

住所 _____

氏名 _____

記

(ふりがな) 氏名	性別	生年月日

備考1 この書面に記載された個人情報については、犯罪被害者等見舞金の支給に関する目的以外には使用しません。

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載してください。

*裏面に続く

(裏)

福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱

(見舞金の支給制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者とする。以下この条において同じ。）と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族が次のいずれかに該当する者である場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 法第2条第2号に規定する暴力団又はアに規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族と加害者の関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり支給を決定したので、福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
2 支給決定額	円

様式第5号（第9条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

福岡県知事

福岡県犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年　　月　　日付けで支給申請のあった見舞金について、次のとおり不支給を決定したので、福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

不支給決定の理由	
----------	--

様式第6号（第10条関係）

年　月　日

福岡県知事 殿

支給決定者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

福岡県犯罪被害者等見舞金支給請求書

福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第10条の規定により、次のとおり見舞金の支給を請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第7号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

福岡県知事

福岡県犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年　　月　　日付け 第　　号で支給決定を行った見舞金について、
福岡県犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条第3項の規定により、次のとおり支給決定を取り消したので通知します。

1 見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
2 支給決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	